

社会福祉法人湧泉会 小雀保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人湧泉会小雀保育園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員である理事及び監事及び評議員の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規定における役員報酬とは、役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(決議機関)

第3条 役員等報酬は評議員会の決議を得て、理事長が定める。

(報酬)

第4条 役員は、原則として無報酬とする。

附則 この規定は平成30年3月1日より施行する。